

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

- 1 規則等の案の名称
静岡市図書館条例施行規則の一部改正について（案）
- 2 意見公募手続を実施した期間
令和5年11月10日（金）から12月11日（月）まで
- 3 提出された意見の件数
5件
- 4 提出された意見、その考慮の結果及び理由
別紙のとおり

提出された意見、その考慮の結果及び理由について

	提出された意見	回答	考慮の結果	理由
1	<p>【項目】 電子申請による利用者登録に係る規則の追加 (本人確認書類の画像)</p> <p>【内容】 セキュリティはどのように保たれているかわからないので、悪利用されない範囲で何らかの説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>① システム的な安全管理方法 (不正アクセスの防止) ② 管理者側の管理方法 (不正利用防止・不正持出防止)</p>	<p>電子申請システムには、高いセキュリティ対策が施されています。</p> <p>①システム的な安全管理としては、不正アクセスの防止策としてデータベースの暗号化等を実施しています。</p> <p>②管理者側の管理方法としては、市役所職員以外は接続できないよう IP アドレスによる制限等を行っています。</p>	修正なし	添付の「電子図書館と新しいサービス」の記載に対する意見であり、規則等の案の修正を要する内容ではないため
2	<p>【項目】 電子図書館の導入に係る規定の追加</p> <p>【内容】 電子図書館の貸出について3点・2週間という制約は記載されていますが、その他の利用方法に関する制限はどうなっていますか。</p> <p>①コピーや転送の利用範囲に対しシステム上の制約はされているかどうか。</p> <p>②利用者のモラルに頼る制限かどうか。</p>	<p>電子図書館は、専門の事業者が提供するシステムを利用します。</p> <p>①データのダウンロードについてはシステム上で制限されています。</p> <p>②画面の撮影、スクリーンショット等の禁止行為については、利用案内等に掲載し利用者の皆様にルールの順守をお願いする予定です。</p>	修正なし	電子図書館システムについての質問であり、規則等の案の修正を要する内容ではないため
3	<p>【項目】 電子図書館の導入に係る規定の追加</p> <p>【内容】 何人も利用が同時に可能であるのになぜ利用(貸出)、予約制限が必要なかわかりません。2週間を上限とする自動返却があれば不要ではないですか。</p>	<p>電子図書館は、1書籍を同時に利用できるのは原則1人であり、複数人が同時に利用することはできません。別の方が利用中の電子書籍については、利用可能となるまで予約をしてお待ちいただくこととなるため、貸出点数・予約点数を設定しています。</p>	修正なし	意見にある内容に事実誤認があったため

	提出された意見	回答	考慮の結果	理由
4	<p>【項目】 電子図書館の導入に係る規定の追加</p> <p>【内容】 当初は本人確認書類で確認すると思いますが、その後の勤務や住所の市外転居についてはどのように確認されるのかわかりません(何年に1回は利用時に申請するのでしょうか。また放置した場合は一生管理するのでしょうか)。</p>	<p>利用者の登録情報は、4年ごとに身分証明書の提示等により登録内容の現況確認を行い、利用期限を更新する手続きを行っています。更新手続きがされていない利用者は、電子図書館にログインすることはできません。</p>	修正なし	サービスの運用方法についての質問であり、規則等の案の修正を要する内容ではないため
5	<p>【項目】 電子図書館の導入に係る規定の追加</p> <p>【内容】 図書館カード保有者は申請不要となっていますが、どのように利用が可能となるのか記載がありません。また、その際市内関係者かどうか(異動者かもしれない)わかりません。</p>	<p>すでに図書館カードをお持ちの方は、カードに記載されている利用者番号を電子図書館のログイン画面に入力することで利用が可能です。静岡市に在住・在勤・在学しているかは、登録されている利用者情報から判断が可能です。</p>	修正なし	サービスの運用方法についての質問であり、規則等の案の修正を要する内容ではないため